

第1 監査の対象

牛山小学校、鳥居松小学校、小野小学校、八幡小学校、西山小学校、柏原小学校、上条小学校、東野小学校、坂下中学校、味美中学校、南城中学校、岩成台中学校

第2 監査の期間

令和2年8月17日から令和2年10月30日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 小中学校の施設等の維持管理

- (1) 運動器具、施設等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定等は適切に行われているか。
- (3) プール、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

2 小中学校における安全確保

- (1) 運動器具、施設等の保守点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等は実施されているか。
- (3) 薬品・刃物類の管理は適切に行われているか。

3 小中学校の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は、計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は、適正に行われているか。

第4 監査の結果

牛山小学校始め 12 校について調査を行った結果、施設等の維持管理、安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の小中学校において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 小中学校における安全確保

ア 電気施設の管理が適切でないもの

次の2件について、転倒や感電の事故等の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(ア) コンセントの電源取り出しのためにプレゼンテーションルームの床板の一部が外されていた。 (味美中学校)

(イ) 照明灯(自転車置き場横)の電気ボックスの蓋が外れかかっていた。 (南城中学校)

(2) 小中学校の財産管理等

ア 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

グラウンドに設置されていた器具庫が、公有財産台帳に記載されていなかった。春日井市財産管理規則に基づき、公有財産台帳に記載されたい。

(岩成台中学校)

イ 備品台帳(管理システム)の整備が適切でなかったもの

次の3件について、備品台帳(管理システム)に記載されていなかった。

春日井市財産管理規則に基づき、備品台帳(管理システム)に記載されたい。

(ア) A E D(自動体外式除細動器)

(牛山小学校、小野小学校、八幡小学校、東野小学校)

(イ) 体育館に設置したスポットクーラー

(牛山小学校、鳥居松小学校、西山小学校、東野小学校、坂下中学校、味美中学校)

(ウ) グラウンドに設置した物置

(上条小学校)